

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

## 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関		
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局		
		今後の取組 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。 ・区防災担当部署での連絡体制を構築していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を区長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っていく。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。
		R5年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区防災担当部署での連絡体制を確認した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	河川事務所(荒川、江戸川、利根川)と足立区において、常時web接続をすることで、情報共有ができる体制を構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。
		R6年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区防災担当部署での連絡体制を確認した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市町に直接伝達される仕組み(ホットメール)を引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。 ・都の水防総合情報システム及び区の水防システムに基づき、河川の状況把握に努めるとともに、出水に備えて現地における監察や河川区域の巡回を実施している。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・民間気象情報会社と契約し、意思決定支援情報を収集している。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・避難情報の発令を判断する際に必要となる河川の状況や今後の水位変化予測などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局		
		今後の取組 【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・内部連携体制について、検討していく。 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	引き続き上記ツールを活用していく。	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を区長へ直接連絡することに関して内部連絡体制等について、検討を行っていく。 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認を行う。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	
		R5年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築しているため、引き続き活用していく。	国、東京都、民間気象情報会社の情報を関係部署と共有できる体制を引き続き構築していく。	・東京都から発信された避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みに加え、関係部署と連携した情報収集を行った。 ・地域防災計画改定に伴い、関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認した。	・東京都から発信された避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みに加え、関係部署と連携した情報収集を行った。 ・関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認した。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。		
		R6年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築しているため、引き続き活用していく。	・東京都から発信された避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みに加え、関係部署と連携した情報収集を行った。 ・北区総合防災情報システムを使用し、関係部署間で情報共有を行った。	・東京都から発信された避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みに加え、関係部署と連携し、各部署が収集すべき情報の整理・共有、体制の確認した。	・東京都から避難指示等の発令判断の支援のための情報を、区防災担当部署等で受信できる仕組みは構築済である。 ・加えて、当該受信した情報は、速やかに関係部署に共有を行う体制となっている。		
	項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関	

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。  【都管理河川を有せず、浸水範囲も存しない区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区市町村長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・水害・土砂災害対策実施要領を策定し、水害・土砂災害対策のタイムラインや避難情報の発令基準等を定めている。 ・浸水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しを検討していく必要がある。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定した。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、より詳細な発令基準や対象区域を検討し、地域防災計画に定める必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・荒川に対応した「荒川下流タイムライン」を策定している。 ・浸水想定が見直された際は、タイムラインや避難情報の発令基準等を改定する必要がある。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。 ・国管理河川について、江東5区へ気象庁から情報が届く仕組みとなっている。この情報を都管理河川の避難判断に利用する仕組みを構築している。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・的確に情報伝達ができる効果的な方法について検討していく。 ・浸水想定の見直しに伴い、タイムラインや発令基準等の見直しの必要性を検討する。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について、内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設時間や開設のタイミングを決定したため、運用方法について引き続き検討していく。	・洪水に関する避難指示等の発令基準について、随時検討していく。 ・石神井川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。	・石神井川における洪水・高潮、また、土砂災害に対応したタイムラインの策定について検討を進めていく。	・避難指示等発令の対象区域について、事前に定めておく必要があるか等検討していく。	
		R5年度	【都管理河川を有する区市町村】 ・〇〇川について、タイムラインを作成する必要性について検討している。 ・多機関連携型、避難情報着目型どちらを作成していくか検討し、今後〇〇型タイムラインの作成を検討していく。 ・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図った。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直した。 ・〇〇川において、洪水時における避難情報の発令体制を確立している。 ・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。  【都管理河川を有せず、浸水範囲も存しない区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	・的確に情報伝達ができる効果的な方法について、引き続き検討していく。 ・浸水想定の見直しがある場合は、タイムラインや発令基準等の見直しについて、検討していく。	・神田川氾濫、高潮による神田川と石神井川からの越水、内水氾濫について内部で避難勧告着目型のタイムラインを作成し、避難場所の開設方法やタイミングについて定めている。	・荒川は引き続き「荒川下流タイムライン」を活用していく。 ・石神井川の氾濫について、地域防災計画の改訂に伴い、避難場所の開設タイミング等について整理を行った。今後、タイムラインや発令基準等について精査を進めていく。	・石神井川におけるタイムラインの作成については、その必要性も含め、引き続き検討した。	・中小河川(中川・綾瀬川)氾濫時の庁内タイムラインを作成し、庁内各部の定めるべき行動や、課題などをタイムラインを明確化した。これにより、区の水防体制の強化を図った。	
R6年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	・的確に情報伝達ができる効果的な方法について、引き続き検討していく。	神田川水害等の洪水や高潮水害、内水氾濫に関して避難情報の発令基準を定めている。 浸水想定に変更がある場合、発令基準等を見直す必要がある。	・荒川は引き続き「荒川下流タイムライン」を活用していく。 ・石神井川の氾濫について、避難指示等の発令タイミングについて精査を行った。タイムラインについては、引き続き検討していく。	・石神井川におけるタイムラインを作成した。	・令和5年度に、中小河川(中川・綾瀬川)氾濫の恐れがある場合の庁内タイムラインを作成し、庁内各部の役割等を明確化した。 ・避難指示等の判断基準は地域防災計画に記載はあるものの、発令対象区域については定めがないため、事前に定めておく必要があるか等検討していく。			
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。  ※水害危険性の周知平常時における浸水予想の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。	現状と課題	・区独自の登録制メールにより洪水情報を周知している。 都河川氾濫による避難勧告等の想定はないが、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急告知ラジオ、フェイスブック、ツイッターなどを備えている。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・登録制メール(文の京安心・防災メール)や水防サイレンで危険水位に達したこと等の情報を発信している。 ・HP、SNS、登録制メール、アラート、CATV、防災行政無線、緊急速報メール、等で避難情報の伝達を行うよう整備している。	・ホームページ、ツイッターなどのSNS、たいとう防災気象情報メール、アラート(公共情報コモンズ)、防災行政無線、緊急速報メール、直接的な呼びかけ(警察、消防等の防災関係機関)、広報車(区広報車、青色パトロール車)など、すべての情報伝達手段を使い、情報伝達を行う。 ・発表・公表されている雨量・水位・河川映像・氾濫危険情報などの防災情報等が住民等に十分に周知されていないことが課題である。	・防災アプリやホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない。 ・新河岸川や墨田川の水害危険性の情報提供の充実を図るよう、要望が寄せられている。	・区ホームページや区防災アプリ、区メールマガジン、区公式SNS、ヤフー防災アプリ等を活用し、災害情報の発信を行っている。 ・要件を満たした世帯に対し、災害情報受信機を無償貸与し、区民の災害情報の受信体制を強化している。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報が得られるリンク先を案内している。 ・足立区防災アプリで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を案内している。 ・防災行政無線、広報車、登録制メール、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、アラート、あだち安心電話(登録制自動着信電話)等で洪水情報や避難情報等を随時案内している。 ・大雨や防風等によって、防災行政無線や広報車の音声が届き取りづらい。 ・単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・外国人居住者への周知が課題。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。 ・気象情報等の情報収集の方法について、ホームページ等で普及啓発を行っている。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、SNSや災害エリアメールの活用を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールやアプリの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・各種媒体を活用し、防災アプリや登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	・引き続き、各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練を実施することにより、迅速な情報発信体制を構築していく。	・各種媒体を活用し、登録制メールやあだち安心電話の登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。	
		R5年度	・情報が住民に確実に伝わるように、今年度新たに〇〇、〇〇と防災行政無線の連携を実施している。また、防災関係組織や防災〇〇組織等を対象に情報伝達を目的に配付している。防災タブレットの更新を実施している。 ・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。	・令和4年度に公開した防災ポータル及び防災アプリについて、周知用チラシを作成し、避難所総合訓練等での配布や、区設掲示板への掲載等を行い、普及拡大に努めた。 ・情報の確実な伝達方法について、引き続き検討していく。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・民間気象情報会社と契約し、意思決定支援情報を収集している。	・令和4年度に引き続き、水位情報・避難情報を発信する登録制メールを運用し、登録者の普及拡大に努めている。 ・広報担当部署と協議し、公式HP・SNSのスムーズな発信を行えるよう体制を整えた。	・災害情報システムを活用した各種媒体への情報発信を実施した。 ・各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練等を通じて課題の洗い出し等を行った。	区担当職員が河川監視を行っているが、区で設置している河川水位及び河川監視用カメラは住民に直接的には周知公開していない。	
R6年度	【洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市】 ・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・区(市)の事情により、東京都から防災情報を区(市)長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※代替手段を用いている場合は、代替手段を記載 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。	・防災ポータル及び防災アプリの周知のため、避難所総合訓練等のイベントで普及活動を行った。 ・情報の確実な伝達方法について、引き続き検討していく。	東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を昨年引き続き構築している。 区の防災アプリについて、周知用チラシを作成し、窓口等での配布や、広報へのQRコード掲載等を行い、普及拡大に努めた。	・令和4年度に引き続き、水位情報・避難情報を発信する登録制メールを運用し、登録者の普及拡大に努めている。 ・令和6年度より防災ポータルとアプリをリリースし、より簡単に情報にアクセスできる環境を構築した。	・災害情報システムを活用した各種媒体への情報発信を実施した。 ・各種媒体を活用した災害情報の発信方法・内容を確認し、訓練等を通じて課題の洗い出し等を行った。	・実災害や訓練等を通じ、災害情報システムを活用した各種媒体への情報発信を実施した。 ・区の防災アプリ及び災害ポータルサイトで、文字での確認に加え、防災行政無線の放送内容(緊急放送)を自動合成音声で再生できるように改修した。 ・多言語翻訳サービスにて、防災アプリの多言語翻訳を現行の4か国語から10か国語へ改修した。			

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。	現状と課題	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討・構築した。 ・警戒レベルと避難行動を結びつこうと周知を図っていく。	・警戒レベルを用いた避難指示等の発令を実施している。 ・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う必要がある。	・警戒レベル相当情報(防災気象情報)と警戒レベル(避難情報)について、住民の正確な知識取得に繋がるよう、「たいとう区安全・安心ハンドブック」に各媒体のページを設け周知している。 ・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。また、気象庁や都から発せられる情報は、あくまで警戒レベル〇〇相当情報であり、必ずしも区が避難情報を発令するタイミングとは合致しないので、混乱が生じてしまう。 ・避難情報の発信時には、内閣府作成の「避難勧告等に関するガイドライン①」(平成31年3月)を参考に、避難情報発信時の文例をあらかじめ準備し、避難情報の発令に備えている。	・大規模河川の場合、区外地域の警戒レベルも情報として発信されるため、発信情報の整理が必要である。	・ハザードマップ等において、警戒レベルと防災気象情報を併記し周知を図っている。 ・警戒レベルと各レベルに応じた防災(気象)情報の認識が結び付くよう、一層の周知が必要である。	・氾濫危険情報や洪水警報など用語が難しく、住民がそれぞれの情報の危険度認識に困難な場合があり、避難行動に繋がっていない一因となっている。 ・情報の取得方法について高齢者は手段が無いことも想定される。	【区市町村】 ・全区市町村が対象【気象台】 ・東京都 ・建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・〇〇について検討した結果、現体制(状況等)で対応(対策)できており、今後必要に応じて見直しを図っていく。	・警戒レベルを用いた避難指示等の発令について、区民に周知を行う。	・今後も引き続き住民への周知を行っていく。	・住民警戒レベルを活用した避難判断ができるように、登録制メールの発信情報の見直しを行う。	・引き続き、警戒レベルと防災(気象)情報を併記した形式で周知していく。	・ハザードマップや広報誌へ、警戒レベルについて掲載する。 ・気象庁や河川管理者が発表する「レベル相当」と、自治体の発表する避難勧告等の違いについて、講演会などで伝えていく。 ・情報発信方法についても今後検討を行っていく。		
		R5年度	・〇〇について、〇〇を実施した。実施結果を踏まえ、今後改善していく。	・警戒レベルや避難指示等の発令について、引き続き、区民に周知を行う。	・今後も引き続き住民への周知を行っていく。	・防災講話やイベント等の機会で、警戒レベルや事前の情報収集、避難行動についての周知啓発を行っている。	・出水期に合わせ、水害啓発チラシを活用し、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に関して周知啓発を行った。	・令和3年度の災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更について、防災講演会や避難所運営会議・訓練等で周知を行っていく。		
		R6年度	・〇〇について、〇〇を実施した。実施結果を踏まえ、今後改善していく。	警戒レベルや避難指示等の発令について、引き続き、区民に周知を行う。	・今後も引き続き住民への周知を行っていく。	・防災講話やイベント等の機会で、警戒レベルや事前の情報収集、避難行動についての周知啓発を行っている。	・出水期に合わせ、水害啓発チラシを活用し、警戒レベルと防災情報、及びその時の避難行動に関して周知啓発を行った。	・防災講演会や避難所運営会議・訓練等を通じて、区民に周知を行った。今後も引き続き、区民への周知を行っていく。		
		項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。	現状と課題	【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】 ・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受けており、市ホームページや登録制市民メール等で市民に周知している。						【区市町】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の具体的な取組	【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】 ・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。							
		R5年度	【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。							
		R6年度	【小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ記載】 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映した。 【上記以外の区市町村】 ・セルをグレーに着色する。							
現状と課題	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら現在の避難場所を確認する必要がある。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民自身が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・氾濫しても予想されている浸水深が深く垂直避難を想定していることから、近隣市区町村への避難等は計画していない。	・ハザードマップで区内の避難所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・公共施設を緊急時の避難場所として指定しているほか、民間事業者の協力を得て、避難場所を確保している。 ・区境付近に居住する区民については、近隣区の避難場所に避難する可能性がある。 ・区外への広域避難に際して、避難方法や避難情報の発信方法、避難施設における対応体制の確保等検討を進めていく必要がある。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・ハザードマップが住民に十分認識されていない。 ・住民の避難先や避難経路について検討が必要である。 ・避難場所の共有について検討していく必要がある。	【区市町村】 全区市町村が対象【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局			
	今後の具体的な取組	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・避難場所等の情報共有等、隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・東京都より公表された神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じて検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。	・引き続き、防災講話や訓練等の機会を捉え、住民に対し浸水のリスクや避難方法等について周知啓発を行う。 ・区外への広域避難経路について、東京都、各区と連携を図りながら検討を進めていく。	・住民の避難先や避難経路について検討していく。 ・隣接市区と避難場所の共有について検討していく。			

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。</p> <p>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>R5年度</p> <p>・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。</p> <p>・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。</p> <p>・想定最大規模降雨に係わる〇〇川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としている。</p>	<p>R6年度</p> <p>・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。</p> <p>・隣接区市町村の避難場所等の情報をハザードマップに掲載した。</p> <p>・想定最大規模降雨に係わる〇〇川流域浸水予想区域図において、氾濫しても予想されている浸水深が浅く、浸水継続時間も短く、河川の水位上昇が速く避難のための猶予時間も限られることから、垂直避難を原則として適切な避難行動としている。</p>	<p>・神田川氾濫危険時の避難の方法や避難所等の相互提供について、隣接する新宿区と協議を開始した。</p> <p>・東京マイ・タイムライン等の防災啓発資料を活用し、各家庭におけるタイムラインや避難経路の作成等を推進していく。</p>	<p>・東京都より公表された神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図において浸水深が浅く浸水継続時間も短いため、垂直避難を原則としている。</p>	<p>・災害時の避難場所への避難がより分かりやすくなるよう、案内看板の設置を行った。</p> <p>・東京都の広域避難場所について、情報発信や避難場所の運営等について具体的な検討を進めた。</p>	<p>・東京都、各区とともに区外への広域避難について、避難誘導、情報発信等の観点から検討を進めた。</p> <p>・東京都とともに割り当てられた広域避難施設を訪問し、広域避難に係る具体的な協議を実施した。</p>	<p>・隣接区市町村の避難場所については、東京都などの関係機関と、避難手段もあわせて今後決めていく。</p> <p>・情報共有手段としては、常時web接続をすることで隣接区市町村と情報共有ができるよう、情報伝達・情報共有に努めている。</p>
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	<p>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</p>	<p>現状と課題</p> <p>・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。</p> <p>・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。</p> <p>・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。</p> <p>・また、施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署と福祉・健康部署等との役割分担を明確にする。</p> <p>・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。</p> <p>・要配慮者利用施設の状況把握に時間を要しており、地域防災計画に定めるべき施設であるかどうかの確認ができていない。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。</p> <p>・避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> <p>・地下鉄駅への連絡体制について、鉄道事業者と協議する必要がある。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載している。</p> <p>・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。</p> <p>・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っていく。</p> <p>・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画の提出を促している。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設及び地下街等を把握し、地域防災計画に記載している。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p> <p>・避難確保・浸水防止計画が作成され浸水防止のための訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>・関係部署と連携し、対象施設の把握、避難確保計画の作成促進、作成支援、訓練実施確認等を行っている。</p> <p>・自施設が避難確保計画の作成対象になっているかどうか、または、避難確保計画自体を把握しておらず、計画作成に着手していない施設が見受けられる。</p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握・整理することに時間を要する。</p> <p>・施設管理者への取組内容(計画の主旨や作成方法等)の説明が課題である。</p> <p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)</p>
	<p>今後の具体的な取組</p>	<p>R5年度</p> <p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</p> <p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</p> <p>・浸水が想定される区域内の地下街等を把握し、地域防災計画に定めた。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認することで、避難経路を見直した。</p> <p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言・勧告を行い、令和4年9月末時点の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して作成・実施率100%を達成した。</p>	<p>・地域防災計画等に定めた施設等について、避難確保計画等の作成状況及び計画に基づいた訓練の実施状況を把握し、計画作成率及び訓練実施率100%に向け推進していく。</p>	<p>・地域防災計画に記載されている要配慮者施設に対して避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を確認している。</p> <p>・今後も浸水が想定される区域内の要配慮者施設及び地下街施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。</p>	<p>・地域防災計画の改訂に伴い、要配慮者利用施設の再精査を行った。</p> <p>・避難確保計画の作成支援・訓練の実施報告を支援するためのシステムを令和6年度から運用できるよう、システム構築を行っている。</p>	<p>・国土交通省が作成した避難訓練支援ツールを関係部署と共有するとともに、関係部署に対し、所管する計画作成未着手の事業者への計画作成促進を図るよう促した。</p>	<p>・国や都等の関係機関や庁内関連部署等と協力し、避難確保計画の作成に向けて施設管理者への支援を行っていく。</p> <p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画の作成及び訓練の未実施の施設等に対し、区側から勧奨を行い、作成・実施率をあげた。※現在、約80%である。</p>

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</li> <li>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。</li> <li>・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。</li> <li>・浸水が想定される区域内の地下街等を把握し、地域防災計画に定めた。</li> <li>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成や浸水防止のための訓練の実施状況を確認することで、避難経路を見直した。</li> <li>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言・勧告を行い、令和4年9月末時点の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対して作成・実施率100%を達成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画等に定めた施設等について、避難確保計画等の作成状況及び計画に基づいた訓練の実施状況を把握し、計画作成率及び訓練実施率100%に向け推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に記載されている要配慮者施設に対して避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を確認している。</li> <li>・今後も浸水が想定される区域内の要配慮者施設及び地下街施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促していく。</li> <li>・地下街等浸水対策協議会（減災協）を通じて、図上訓練や情報交換に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画の作成支援・訓練の実施報告を支援するためのシステムを導入し、各施設に周知および計画の作成を依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が作成した避難訓練支援ツールを関係部署と共有するとともに、関係部署に対し、所管する計画作成未着手の事業者への計画作成促進を図るよう促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の未実施の施設等を把握し、作成・実施率向上に向け働きかけを行っている。</li> </ul>
--	--	------	--	---	---	---	---	--

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関	
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有</li> <li>・想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図を指定(水防法第14条)</li> <li>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し</li> </ul>	現状と課題						<ul style="list-style-type: none"> <li>【東京都】建設局、下水道局、港湾局</li> <li>【市町村】市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</li> </ul>	
		今後の具体的な取組							
		R5年度							
		R6年度							
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</li> <li>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</li> <li>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</li> </ul>	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> <li>・今後の浸水想定区域の指定対象拡大を踏まえたハザードマップの作成に向けて、〇〇を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、防災訓練や窓口配布、HP等で周知している。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</li> <li>・ハザードマップは全世帯に配布するとともに、区ホームページに掲載している。</li> <li>・水害種別に年度をまたいでハザードマップを作成したため、住民が一括して保管できているかどうかが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、区ホームページや区防災アプリ等で周知している。</li> <li>・機会を捉えた周知啓発を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都及び埼玉県が公表している洪水浸水想定(予想を含む)区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</li> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> <li>【周知方法】</li> <li>・ホームページに掲載。紙媒体は、令和4年5～6月に全戸配布済み。今後、区内への転入者には、転入時に各区民事務所で配布。</li> <li>【掲載している項目】</li> <li>・浸水予想区域図、避難所、避難時危険箇所、洪水情報等避難情報の伝達方法、気象情報等の在りか 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】全区市町村が対象</li> <li>【東京都】建設局、下水道局、港湾局</li> </ul>
		今後の取組の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</li> <li>・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながらハザードマップの更新について検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討し、実施していく。</li> <li>・東京都より公表される浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回改定時に数種類のハザードマップを一括して管理できるようなファイルの作成を検討する。</li> <li>・引き続き各種メディアを通じてハザードマップの周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各種媒体を通じた周知啓発を行うとともに、効果的な周知方法を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> </ul>	
		R5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へハザードマップを周知するため、再度配布を実施した。</li> <li>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。</li> <li>・〇〇川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。</li> <li>・ハザードマップについてわかりやすく解説した記事を広報紙に掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害ハザードマップや洪水ハザードマップ等の記載内容を更新し、区ホームページや防災訓練等の機会を活用して、周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に作成しているハザードマップを窓口などで転入世帯に配布し周知に努めている。</li> <li>・今回の改定時にハザードマップを比較、管理しやすいような形を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「洪水」「土砂」「水害」ハザードマップを引き続き住民へ配付している。</li> <li>・令和4年度に作成した「水害ハザードマップ解説動画」を、区民まつり等のイベント時に周知活動を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・学習編に道路冠水に関する情報を掲載する等、引き続き住民にとって分かりやすい水害ハザードマップの改良を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出水期前や台風の間東地方付近の通過、接近等が予測される場合において、事前にハザードマップを確認するよう、SNSによる情報発信を行った。</li> </ul>	
		R6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民へハザードマップを周知するため、再度配布を実施した。</li> <li>・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。</li> <li>・〇〇川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。</li> <li>・ハザードマップについてわかりやすく解説した記事を広報紙に掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害ハザードマップや洪水ハザードマップ等の記載内容を更新し、区ホームページや防災訓練等の機会を活用して、周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に作成しているハザードマップを窓口などで転入世帯に配布し周知に努めている。</li> <li>・今回の改定時にハザードマップを比較、管理しやすいような形を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「洪水」「土砂」「水害」ハザードマップを引き続き住民へ配付している。</li> <li>・令和4年度に作成した「水害ハザードマップ解説動画」を、イベント等で区民周知を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報・学習編に道路冠水に関する情報を掲載する等、引き続き住民にとって分かりやすい水害ハザードマップの改良を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮ハザードマップは、令和6年12月公表の東京都作成の高潮浸水想定区域図に基づき、令和7年3月末までに作成し、令和7年度配布予定。</li> <li>・昨年度同様、出水期前や台風の通過、接近が予想される場合において、事前にハザードマップを確認するよう、SNSによる情報発信を行った。</li> </ul>	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。</li> <li>・ハザードマップの内容を十分に周知の上取り組みが必要であるため時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、取組を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。</li> <li>・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ」に類似した取組として、荒川が氾濫した場合の想定浸水深等を表示した浸水深シールを作成し、公共施設や電柱に貼付することにより周知している。</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深と、それに応じた避難方法を周知する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まるごと・まちごとハザードマップ」に類似した取組として、荒川が氾濫した場合の想定浸水深等を表示した浸水深シールを作成し、国管理河川で実施予定。</li> <li>・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</li> <li>・より多くの住民に対して「まるごと・まちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【区市町村】全区市町村が対象</li> <li>【東京都】建設局</li> </ul>	

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	今後の具体的な取組	・〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等や今後発表される想定最大規模降雨に係る洪水浸水予想区域図について、十分に周知する必要がある。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、引き続き取組を検討していく。 ・避難所等を効果的に周知するため、ハザードマップ等と合わせた効果的な周知方法についても検討していく必要がある。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」を実施予定。	・引き続き、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深と、それに応じた避難方法を周知する必要がある。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。 ・より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。	
		R5年度	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、〇〇について実施した。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、引き続き取組を検討していく。 ・避難所等を効果的に周知するため、ハザードマップ等と合わせた効果的な周知方法について、引き続き検討していく。	・国管理河川(荒川)を対象として、東電タウンランニングとの協定締結により、電柱広告への浸水深表示を設置した。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組事例を参考に、浸水深シールや看板について整備を行った。	・設置している浸水深シールの適正な管理を実施した。 ・新規施設について、浸水深シールを貼る等引き続き地域住民への周知啓発を図っていく。	・区内にある警察署及び消防署に設置を行った。 警察署…4カ所 消防署…3カ所	
		R6年度	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、〇〇について実施した。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例等を参考に、引き続き取組を検討していく。	・国管理河川(荒川)を対象として、「まるごとまちごとハザードマップ」を区内各地に設置している。 ・ハザードマップ等と合わせた効果的な周知方法について、引き続き検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組事例を参考に設置した浸水深シールや看板について、区民周知を引き続き行っていく。	・設置している浸水深シールの適正な管理を実施した。 ・新規施設について、浸水深シールを貼る等引き続き地域住民への周知啓発を図っていく。	・区内にある大学及び都立高校に、想定浸水深表示の設置を行った。 区内大学…2カ所 区内都立高校…1カ所 ※令和6年度中に、上記に加え大学2カ所都立高校5カ所、中学校1カ所、区施設2カ所の計10カ所に設置する予定である。	
⑪浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・ホームページで浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・東京都の浸水実績も取り入れ、都区で一元化し公表していく必要がある。 ・より多くの住民へ周知するため、〇〇を進めて行く。	・窓口及びホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・区窓口等で、浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で平成3年度以降の浸水(道路冠水)履歴を公表している。 ・東京都の浸水実績も取り入れ、都区で一元化し公表していく必要がある。	・窓口または電話等にて浸水履歴を公表している。 ・浸水した原因を考慮した上で、区民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページや窓口で浸水実績を公表している。 ※洪水に限らない実績。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に〇〇の取組を実施していく。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っていく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に公表方法を検討していく。	・浸水した原因を考慮した上で、区民へ周知する方法を検討する必要がある。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	
		R5年度	・浸水実績をホームページに公表した。 ・浸水実績をハザードマップに掲載した。 ・広報紙やハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っている。	引き続き、窓口及びホームページで浸水実績を公表し、住民への周知を図っている。	・ホームページでの浸水実績は公表していないため、今後ホームページ上での公表を検討する。	・窓口にて浸水実績を公表している。他区市町村の取組等を参考に、区民周知の方法を検討していく。	・水害ハザードマップのホームページに、道路の冠水履歴のホームページリンクを掲載した。 ・水害ハザードマップへの、道路冠水履歴に関する情報掲載について検討する。	・水防資機材を点検し、更新を行った。 ・出水期に備えて土のうを作成した	
		R6年度	・浸水実績をホームページに公表した。 ・浸水実績をハザードマップに掲載した。 ・広報紙やハザードマップに浸水実績を掲載するなどし、住民への周知を図っている。	引き続き、窓口及びホームページで浸水実績を公表し、住民への周知を図っている。	・窓口にて浸水実績を公表している。他区市町村の取組等を参考に、区民周知の方法を検討していく。	・窓口にて浸水実績を公表している。引き続き他区市町村の取組等を参考に、区民周知の方法を検討していく。	・水害ハザードマップのホームページに、道路の冠水履歴のホームページリンクを掲載した。 ・水害ハザードマップへの、道路冠水履歴に関する情報掲載について検討していく。	・水防資機材を点検し、更新を行った。 ・出水期に備えて土のうを作成した。	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・地区防災計画の策定支援を行う中で、コミュニティタイムライン・マイタイムラインの重要性について周知している。	・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・住民自身で地域の避難計画を作成するための手引きを公開している。 ・自助の取組を促すために、必要に応じてマイタイムラインの冊子を配布している。	・地域でのマイ・タイムライン普及を図っていく。	・自助の取組を促すために、東京都が作成した東京マイ・タイムラインの冊子を窓口等で配布している。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	【区市町村】 全区市町村を対象 【東京都】 総務局	
	今後の具体的な取組	・地区防災計画の策定支援を進めるとともに、住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を進めていく。	水害に対する情報提供を積極的に行い、自助を支援する取組を行っていく。	・自助の取組を促すために、必要に応じて東京・マイタイムラインの冊子を配布していく。 ・防災指導者講習会を実施し、町会の防災に関して指導者的役割を担う人材育成を行っていく。 ・地域の避難計画作成の手引きを用い、住民自身の地域の避難計画の作成を支援していく。	・地域でのマイ・タイムライン作成の普及のためのリーダーを区民から募集し、地域での作成促進を目指す。	・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行う必要がある。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。		
	R5年度	・マイタイムラインの策定を加速させるために、講習会を行った。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を進めて行く。	・自助の取組を促すために、東京マイ・タイムラインやハザードマップ等を配布した。	・自助の取組を促すために、必要に応じて東京・マイタイムラインの冊子を配布している。 ・地域の避難計画作成の手引きをホームページ上に公開した。	・引き続き、マイ・タイムラインの作成に向けて、普及リーダー育成研修及び、昨年度までの資格取得者に対してフォローアップ研修を行っている。 ・区民向けのマイ・タイムライン作成講座も同様に実施している。	・令和5年8月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。	・マイタイムラインの策定を加速させるために、商業施設でのイベント等で「東京マイ・タイムライン」の配布を行い、普及啓発を行った。 ・避難所運営会議にて、住民に対して分散避難について周知を引き続き実施する。 ・コミュニティタイムラインの普及啓発、策定及びフォローアップを進めていく。		

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	R 6年度	・マイタイムラインの策定を加速させるために、講習会を行った。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を進めて行く。	・自助の取組を促すために、東京マイ・タイムラインやハザードマップ等を配布した。	・イベント等で東京マイ・タイムラインを配布している。 ・地域の避難計画策定手引きをHP上で公表している。	・引き続き、マイ・タイムラインの作成に向けて、普及リーダー育成研修及び、昨年度までの資格取得者に対してフォローアップ研修を行うと共に、一般向けのマイ・タイムライン作成講座も実施している。 ・地域ごとのコミュニティ・タイムラインを令和4年度より作成している。11地区中、5地区が作成完了している。	・令和6年7月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。	・商業施設でのイベントや防災講演会等にて「東京マイ・タイムライン」の配布を行い、普及啓発を行った。 ・常時、災害対策課窓口にて「東京マイ・タイムライン」を配布している。 ・地域が一体となって逃げ遅れゼロを目指す、コミュニティタイムライン(事前防災行動計画)の策定及びフォローアップを進めていく。		
		現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めている。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促している。 ・民生委員の会議や防災指導者講習会などで、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援について、講習を実施している。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。	・避難行動要支援者名簿を策定し、配布を行っている。	・避難行動要支援者の水害時における個別計画の作成を推進していく必要がある。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新を行っている。 ・避難行動要支援者の個別計画策定について、安否確認の方法など検討していく。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促していく。 ・民生委員の会議や防災指導者講習会などで、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援について、講習を実施していく。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討していく。	・令和4年度に策定予定の「北区大規模水害避難行動支援計画」をもとに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を支援していく。	・避難行動要支援者の水害時における個別計画の作成を推進していく必要がある。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。		
		R 5年度	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図った。 ・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。	・引き続き避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図っていく。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を実施した。 ・防災指導者講習会にて、避難行動要支援者名簿の活用及び風水害時の支援についての講習を実施した。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。	・R4に策定した「北区大規模水害避難行動支援計画」に基づき、個別避難計画作成に着手した。	・避難行動要支援者の水害時における個別支援計画作成について取組を推進した。	・防災講演会や防災イベント、避難所運営会議・訓練等のあらゆる機会にて水害リスクの周知を行った。 ・昨年度から引き続き、Bランクとした区民について、個別避難計画書の作成を進めている。 ・C、D及びEランクとした区民宛にて「河川氾濫を想定した個別避難計画書」を送付し、計画書の自主作成を促している。また、計画書の作成に際してハザードマップ等を参照するよう案内し、水害リスクに関する周知を併せて行っている。		
	R 6年度	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・地域包括支援センター等へハザードマップやパンフレットを配布し、水害リスクの周知を図った。 ・避難支援等関係者の研修等の場を活用し、ハザードマップの周知等を行った。	・引き続き避難行動要支援者名簿(個別避難計画を含む)の策定・更新を進めるとともに、個別通知を送付するなど、外部提供の同意率の向上を図った。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別避難計画の作成を実施した。 ・防災指導者講習会にて、避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実績を報告した。 ・風水害時に避難支援について、支援方法やモデル事例等を検討している。	・R4に策定した「北区大規模水害避難行動支援計画」に基づき、個別避難計画作成を進めている。	・避難行動要支援者の水害時における個別支援計画作成について取組を推進した。	・防災講演会や防災イベント、避難所運営会議・訓練等のあらゆる機会にて水害リスクの周知を行った。 ・昨年度から引き続き、A、Bランクとした区民について、個別避難計画書の作成を進めている。また、計画書の作成に際してハザードマップ等を参照するよう案内し、水害リスクに関する周知を併せて行っている。			
	C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・避難所毎に行う避難所防災訓練や、町会等が行う防災訓練で、水害についての普及啓発活動を行っている。	・防災訓練等において、ハザードマップ等を用いて、水害についての情報提供を行っている。 ・水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っている。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方策について、必要性も含め、検討していく。	・地域でのマイ・タイムラインの普及を目的としたリーダーを募集している。	・防災講話や研修会等の機会を捉え、区における水害リスクや避難方法等について周知を図っている。	・住民や企業に対する水害セミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、防災訓練等で普及啓発活動を実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を進めていく。 ・各地域の防災士等へ水害に対する情報提供を行っていく。 ・引き続き、水害時の避難体制に関する意見交換会を実施し、水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図っていく。	・住民に対する水害ワーキングやセミナーの実施や、水害リスクに関する周知の方策について、必要性も含め、検討していく。	・リーダー育成のための講習会を行う。 ・区でマイ・タイムライン普及リーダーを講師とした一般向けの作成方法の講習会を行う予定。	・引き続き、機会を捉えた周知啓発を行い、区民等の水害に対する意識の向上を図っていく。	・地域防災力向上のために、コミュニティタイムラインを支援する取組を加速させ方策を検討していく。 ・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。		
		R 5年度	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討した。	・区境(神田川流域)の避難の実効性を確保するため、他区と避難基準に関する打合せを実施し、情報共有を密に行なった。 ・今年度から防災士資格取得助成金の対象者を、中高層マンションの居住者等に拡充し、マンションの防災リーダーの育成に取組んでいる。 ・水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図るため、他区との連携を推進していく。	・防災講話を実施し、ハザードマップを用いて水害への意識啓発を行った。	・水害講話で知識の底上げを図った。 ・マイ・タイムラインリーダー育成のための講座を行った。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。	・地域防災力向上のために、コミュニティタイムライン策定の支援を行っていく。また、策定支援を行うだけでなく、策定後のフォローアップにも努めていく。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。		
		R 6年度	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施した。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討した。	・水害リスクに関する周知や避難体制の構築を図るため、他区との連携を推進していく。	・防災出前講座でハザードマップ等を用いて区内で発生する可能性のある水害の避難方法などについて意識啓発を行った。	・水害講話等で周知及び知識の底上げを図った。 ・マイ・タイムラインリーダー育成のための講座を行った。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。	・地域防災力向上のため、コミュニティタイムライン策定ワークショップを、足立区新田地区にて開催した。また、令和6年度中にコミュニティタイムライン策定済地区にて、コミュニティタイムライン運用訓練を実施する予定である。 ・コミュニティタイムラインの実効性を高めるためことを目的に、令和6年度に「あだち防災リーダー制度」を創設した。		
	⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	現状と課題	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・年4箇所(避難所)における避難所総合訓練及び年1回の防災フェスタ等において、地域住民や民間関係機関と連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・水防訓練において、区民や関係機関と連携し、土のう、水のうを活用した訓練を実施している。	・5月に消防署や鉄道会社等の関係機関と連携して水防訓練を実施した。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・大規模水害を想定した避難訓練の実施などについて検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容について検討し、より実践的な訓練を実施していく。 ・水防訓練において、区民が参加可能な内容を充実していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。		
		R 5年度	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。 ・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	・Zoomを活用したオンライン防災イベントを実施し、水害時の避難行動等について周知した。	・風水害を想定した避難場所開設訓練(研修)を、開設主体である区の職員向けに実施した。 ・区内施設の職員向けに防災講話を行い、水害に対する意識の向上を図った。	・引き続き、関係機関と訓練内容の検討、実施を進めていく。 ・令和5年度中に低地部から高台への避難訓練を行う予定である。その際、輸送協定事業者へも参加を依頼する。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。 ・関係部署と連携して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の徹底について対象施設へ周知を図った。 ・防災イベントにて、東京マイタイムラインの周知啓発を図っていく。	・11月12日実施の足立区総合防災訓練の一環として、住民と関係機関が連携した避難所運営訓練を実施(物資輸送、要配慮者移送訓練等)した。		
R 6年度		・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。 ・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	・年4箇所の避難所における避難所総合訓練及び年1回の防災フェスタなど、地域住民や民間関係機関と連携した訓練を実施した。	・風水害を想定した避難場所開設訓練(研修)を、開設主体である区の職員向けに実施した。 ・低地部地域から高台へ協定バス・タクシーを使用して要配慮者を移送する訓練を行った。	・石神井川氾濫や土砂災害を想定した避難場所開設について、従事職員向けに説明会を行った。 ・低地部地域から高台へ協定バス・タクシーを使用して要配慮者を移送する訓練を行った。	・防災講話等の機会を捉え、水害への備えに対する意識の向上を図った。 ・関係部署と連携して、避難確保計画に基づく避難訓練の実施の徹底について対象施設へ周知を図った。 ・防災イベントにて、東京マイタイムラインの周知啓発を図っていく。	・令和7年1月25日(土)に足立区総合防災訓練を実施する。訓練の一環として、第一次避難所を1箇所、第二次(福祉)避難所を13箇所の開設を予定している。各種避難所の開設訓練は、住民及び関係機関を主体とし、開設訓練と並行して、物資・人員・要配慮者移送訓練、応急危険度判定等も実施する。			

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・区立小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・要請に応じ、防災教育の実施について、検討していく。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 ・平成28年度から教育関係機関への防災教育の実施について働きかけを行っている。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。 【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
		今後の具体的な取組	・引き続き、関係部署と協議し〇〇することで防災教育を実施していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・今後、教育委員会と連携して推進していく。	・引き続き、教育関係機関へ働きかけていく。	・教育委員会と連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の取組み等について検討していく。
		R5年度	・小中学校の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。 ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。 ・小中学校へ出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。	・区立・小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施した。 ・防災教育として、小中学校や保育園、幼稚園等へ地震体験車と煙ハウスの出張を行った。 ・児童館や育成室等に対して、防災教育DVDの貸出を行った。	・区立小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施している。 ・区立小中学校に出前講座を行い、防災教育を行っている。	・大規模水害時の避難について取組を行っている小学校(5年生)の授業にゲストティーチャーとして参加した。 ・水害をテーマにしてオンライン防災講座をおこなった。	・避難確保計画に基づく避難訓練、緊急連絡先の確認等を行うとともに、その必要性や実施の徹底について、改めて各小中学校へ周知を図った。	・防災教育として、小中学校や保育園等へ地震体験車と煙ハウスを体験する訓練を実施した。
		R6年度	・小中学校の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。 ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。 ・小中学校へ出前講座等の実施に向けて、関係部署と協議を進めている。	・区立・小中学校における防災宿泊訓練等への協力を通じて、防災教育を実施した。 ・防災教育として、小中学校や保育園、幼稚園等へ地震体験車と煙ハウスの出張を行った。 ・児童館や育成室等に対して、防災教育DVDの貸出を行った。	・防災教育として区内小学校に水害に関する防災教育を行った。	・コミュニティ・タイムラインを作成している地域の学校に、夏休みの宿題として東京マイタイムラインの作成を依頼した。 ・学校の防災授業で水害の基礎やマイ・タイムラインについてクイズ形式の授業を行った。	・避難確保計画に基づく避難訓練、緊急連絡先の確認等を行うとともに、その必要性や実施の徹底について、改めて各小中学校へ周知を図った。	・区内小中学校にて、区総合防災行政アドバイザーを講師に招き、水害に関する防災教育を実施した。

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。 ・水位計や河川監視用カメラ等の適正配置など、必要性とともにその検討が必要である。 ・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・神田川左岸に量水板を設置している。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。	・令和3年度に隅田川右岸(町屋六丁目地内)への河川監視カメラの設置について東京都と協議・調整を行う、令和4年度に設置が完了した。	・一部河川に水位計や河川監視用カメラを設置している。 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の具体的な取組	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて他自治体との情報が共有できるシステムを検討していく。	・都管理水位計と区管理水位計の観測データを区災害情報システムに一括で取り込み、水防対策に活用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性について検討していく。	・比較的維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)がかからない機器を調査するとともに、今後、配置については、引き続き検討していく。	・河川監視カメラの映像の有効活用を検討するとともに、区民への円滑な情報提供方法についても検討を進めていく。	・引き続き、既に設置されている水位計や河川監視用カメラを活用していく。 ・令和4年度に設備更新を実施した。
		R5年度	【都管理河川を有する区市町村】 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。 ・危機管理型水位計の導入について検討している。 ・水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラ(簡易型を含む)の性能等を調査し、設置の可否について検討していく。 ・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。	・既に設置されている水位計や河川監視用カメラシステムのクラウド化について、検討を開始した。	・引き続き、水位標による監視のほか、東京都や他区の水位等情報の収集に努める。	・水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラ(簡易型を含む)の性能等を調査していく。	・河川監視カメラの映像による水位等の確認を行った。 ・カメラ設置状況及び閲覧方法を関係部署と共有した。	国土交通省の危機管理型水位計は使用していない。 水位計及び河川監視用カメラの配置状況を共有している。
		R6年度	【都管理河川を有する区市町村】 ・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し設置が必要な箇所を選定した。 ・危機管理型水位計の導入について検討している。 ・水位計(危機管理型を含む)及び河川監視用カメラ(簡易型を含む)の性能等を調査し、設置の可否について検討していく。 ・〇〇の設置状況について、〇〇と共有した。	・既に設置されている水位計や河川監視用カメラシステムのクラウド化に向けたシステム構築を令和6年度から実施する予定。	・引き続き、水位標による監視のほか、東京都や宅の水位等情報の収集に努める。	・既設の水位・雨量情報システムのクラウド化を実施した。来年度は新たな河川監視用カメラの設置及び量水標の更新を行う。	・河川監視カメラの映像による水位等の確認を行った。 ・カメラ設置状況及び閲覧方法を関係部署と共有した。	・引き続き、既存の水位計や河川監視用カメラを活用していく。 ・区担当職員が河川監視を行い、担当所管と共有している。

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
----	-------------------	----------	-----	-----	----	-----	-----	------

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・区内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、消防機関等と水防上注意を要する箇所等を想定した共同水防訓練を実施している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、水防上注意を要する箇所等の点検を行っている。 ・出水時には、河川の水位等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	【区市町村】 【全区市町村が対象】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。 ・引き続き、出水期前に、河川管理施設の点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、区単独だけでなく消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を検討する。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	
		R5年度	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・新たな水防資機材として、〇〇を整備した。 ・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。	・水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・河川管理施設及び水防資機材の点検を実施した。 ・昨年度設置した土のうステーションの利用状況等を踏まえ、今後増設の可否を検討する。	・現在備蓄している水防資機材の確認と更新を行い、今後導入すべき資機材を検討している。 ・土のうステーションの土のうの入れ替え作業を実施した。	・水防上注意を要する箇所等について、大雨や台風等の前に点検、清掃を行った。 ・水防資器材の点検及び補充を行った。	・水防資機材を点検し、更新を行った。 ・出水期に備えて土のうを作成した。	
		R6年度	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・新たな水防資機材として、〇〇を整備した。 ・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。	・水防資機材の定期的な点検及び更新と、水防用土のうの定期的な中身の入れ替え作業を実施した。 ・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・毎年実施している河川管理施設及び水防資機材の点検を実施した。 ・土のうステーションの点検・補充など、維持管理を適切に行った。 ・土のうステーションの利用状況等を踏まえ、増設の可否を検討する。	・現在備蓄している水防資機材の在庫確認と更新を行った。 ・土のうステーションの土のうの入れ替え作業を実施した。	・水防上注意を要する箇所等について、大雨や台風等の前に点検、清掃を行った。 ・水防資器材の点検及び補充を行った。	・京成本線荒川橋梁部で使用している水防資機材について、新たな止水板を導入し、訓練を実施した。 ・出水期に備えて土のうを作成した。	
⑪水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	【区市町村】 【全区市町村が対象】 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、既存の水防資機材を活かした実践的な訓練内容を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	
		R5年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。 ・消防機関等と連携している水防訓練の想定にタイムラインによる避難を追加するなど、時系列を考慮した訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、第五消防方面本部や区内消防等関係機関、地元町会やボランティア等と合同で実施した。 ・実施した水防訓練について、文京区HPやSNS等を通して広報を行った。	・本年度は水防訓練実施予定であったが、実施予定日の6月3日に台風2号が直撃したため、中止となった。 ・訓練の代替措置として、年度内に部内職員(採用、転入、未経験)を対象とする土のう作製・積土のう工法の研修を実施する予定。	・台風接近に伴い、今年度の水防訓練は中止した。 ・訓練の代替として、消防署と合同で水防活動の確認訓練を実施した(土のうの作成、水防工法の確認等)。	・消防署、区役所が各々、訓練(土のう作成等)を行った。 ・関係各署と連絡体制の確認を行った。	・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練を実施し、対岸区である葛飾区、河川管理者及び京成電鉄株式会社と連携のあり方を確認した。 ・ドローン操縦者による定期操縦訓練及び夜間水防訓練時に遠隔による状況確認を実施した。 ・建設系技能講習の有資格者による操作訓練を実施した。	
		R6年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。 ・消防機関等と連携している水防訓練の想定にタイムラインによる避難を追加するなど、時系列を考慮した訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、第五消防方面本部や区内消防等関係機関、地元町会やボランティア等と合同で実施した。 ・実施した水防訓練について、文京区HPやSNS等を通して広報を行った。	・区内の消防署と連携し、水防関係機関及び地元町会等の参加を得て水防訓練を実施した。 ・水防訓練では区災害対策本部と訓練会場をオンラインでつなぎ、区災害対策本部の動きを再現した。	・毎年実施している水防訓練について、区内消防署、地元町会と合同で実施した。 ・実施した水防訓練について、ホームページや区内広報誌で周知を図った。	・消防署、区役所が各々、訓練(土のう作成等)を行った。 ・関係各署と連絡体制の確認を行った。	・京成本線荒川橋梁部における夜間水防訓練を実施し、対岸区である葛飾区、河川管理者及び京成電鉄株式会社と連携のあり方を確認した。また、今年度から新たな止水板を導入し、当該箇所における水防活動の迅速化を図った。 ・ドローン操縦者による定期操縦訓練を実施、夜間水防訓練時には遠隔で現場の状況把握が行えることを確認した。 ・車両系建設機械資格保持者による操作・作業訓練を実施した。	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関	
	現状と課題	・出水期においては、ホームページや広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。	・区報を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を図っている。	・水防月間である5月においては、広報誌等を通じて、水防にかかる備えの充実について広報を実施している。	・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水害時の備えについて広報を実施している。	・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	【区市町村】 【全区市町村が対象】 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、区内消防署と協同した入団促進活動を実施。 ・関係機関と協力を図っていく。	・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて水防活動を行う消防団員の募集を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動の取り組み状況を周知する。	・引き続き、ホームページや区報、水防訓練におけるチラシ配布等の活用のほか、消防団員の募集については消防署と連携して充実を図る。	・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。		

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	R5年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、関係機関と協力を図り、様々な媒体により募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて消防団員の募集を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動の取り組み状況を周知していく。	・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水害時の備えについて広報を実施した。 ・令和5年8月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。	・足立区独自の入団募集チラシの配布、区内6大学との連携による学生消防団員の募集活動を実施している。 ・区主催の行事において、消防署や消防団と連携し、入団募集活動を実施している。 ・「火災予防運動」や「東京消防団の日」を中心に、消防署や消防団と連携し、SNSやホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。
		R6年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、関係機関と協力を図り、様々な媒体により募集広報を行っている。	・引き続き、ホームページやポスター、チラシ等を通じて消防団員の募集を図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて、水防活動の取り組み状況を周知していく。	・ホームページや区報等の各種媒体を通じて水害時の備えについて広報を実施した。 ・令和6年7月には、町会回覧板において、ハザードマップと併せて、各家庭での東京マイ・タイムラインの作成を促進するためのチラシを回覧した。	・足立区独自の入団募集チラシの配布、区内6大学との連携による学生消防団員の募集活動を実施している。 ・区主催の行事において、消防署や消防団と連携し、入団募集活動を実施している。 ・「火災予防運動」や「東京消防団の日」を中心に、消防署や消防団と連携し、SNSやホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。
⑨水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容を検討する。	現状と課題	・区の防災体制をより確かなものとするため、消防団が実施する事業等に対しその費用を助成している。	・関係機関を通じて連携を図っている。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等についての取組みは行っていない。	・水防訓練を通じて消防団間の連携、協力体制の強化を図っていく。	・水防訓練を通じて、消防団との連携強化を図っている。	・区内で最も越水危険が高い京成電鉄荒川橋梁部において、消防団と連携し、土のう積み訓練を実施した。継続的な訓練が必要である。
		今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。	・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図っていく。	・引き続き、消防団との連携、協力体制を強化していく。	・東京都、東京消防庁、区内各消防団と必要に応じて連携、調整を図っていく。
		R5年度	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の所轄の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を維持・継続するとともに、より強固な協力体制が築けるよう努めていく。	・引き続き、区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。今年度は、水防訓練の代替の確認訓練に水防団員の参加もあった。	・水防訓練準備をととして、消防機関との連携・協力体制の強化を図った。	・出水期前では、荒川河川敷で消防署・消防団と合同の各種水防工法を実施する水防訓練を実施している。併せて、消防団の募集広報を実施している。 ・足立区総合防災訓練では、消防署、消防団、警察署等と救出救助訓練を実施するとともに、消防署や消防団と連携して入団募集の広報活動を実施している。
		R6年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を維持・継続するとともに、より強固な協力体制が築けるよう努めていく。	・引き続き、区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・水防訓練準備をととして、消防機関との連携・協力体制の強化を図った。	・毎年5月頃、荒川河川敷で消防署・消防団と合同の各種水防工法を実施する水防訓練を実施している。併せて、消防団の募集広報を実施している。 ・足立区総合防災フェスティバルでは、消防署、消防団、警察署等と救出救助訓練を実施するとともに、広報ブースを活用して車両の展示、入団募集の広報活動を実施している。

## 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
⑪災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・洪水時の情報を自動配信メールで伝達している。 ・洪水ハザードマップに病院を記載して確認を行っている。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。 ・浸水リスクのある災害拠点病院等への情報伝達体制・方法を運用している。	・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。 ・浸水予想区域が見直される場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。	・浸水想定区域図内等に災害拠点病院が立地するが、浸水深が浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがない。 ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。	・浸水予想区域内に災害拠点病院等はないが、災害拠点連携病院が存在する。 ・災害拠点連携病院についても、災害拠点病院と同様に防災行政無線を配備し、災害時の情報伝達手段の確保をしている。	・医療機関に対して浸水害に係る情報を提供するとともに、避難確保計画の作成促進・支援を行っている。 ・災害拠点病院等の立地状況や浸水深を確認し、区からの情報提供体制・対策の啓発等をさらに推進する必要がある。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等の立地状況の確認を行い、地域防災計画へ位置付けること等が必要である。
		今後の具体的な取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・洪水ハザードマップにおいて、わかりやすい病院の記載方法を検討し、〇〇と情報伝達体制を確保していく。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。	・浸水予想区域等について、東京都と密に情報共有を図っていく。 ・浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等を確認する。	・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・引き続き、水害に関する情報と対策の必要性について情報提供を行い、水害時における医療機関との連携、迅速な避難行動の確保を推進する。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けを行っていく。
		R5年度	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・浸水予想区域等について、引き続き、東京都と密に情報共有を図っていくとともに、洪水浸水想定区域図が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等の確認を実施する。	・今後東京都から公表される水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・引き続き、浸水予想区域内の災害拠点のあり方について検討を行っていく。	・関係部署と連携して、対象となる医療機関に対し、避難確保計画の作成、計画に基づく訓練の実施の徹底について周知を図った。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・今後東京都から公表される水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。 ・災害拠点病院の拡充のため災害協定の締結を進める。
R6年度	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・浸水予想区域等について、引き続き、東京都と密に情報共有を図っていくとともに、浸水予想区域が見直された場合は、災害拠点病院の立地状況等の確認を実施する。	・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・地域防災計画の改訂に伴い、要配慮者利用施設の再精査を行った。浸水想定区域内の災害拠点病院も把握したため、今後のあり方について関係課と検討を行っていく。	・関係部署と連携して、対象となる医療機関に対し、避難確保計画の作成、計画に基づく訓練の実施の徹底について周知を図った。	・災害拠点病院等の立地状況を確認した。ただし、足立区内全域が浸水予想区域内である。		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑦洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確認するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外であるが、止水版等を用意し、浸水対策を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が被害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・令和2年度に文京シビックセンターについては、浸水対策工事及び非常用発電機増設工事を実施した。防水板の設置については、一部(1階カフェ部分)未設置であるため、今後改修する必要がある。	・台東区役所本庁舎においては、止水板などの風水害資機材を整備しているが、万一、浸水等により活用が不能となった場合、谷中防災コミュニティセンターを災害対策本部の代替施設として活用する。 ・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	庁舎移転の予定地が浸水想定区域内のため、耐水化等の対策が必要である。	・災対活動拠点となる区役所本庁舎等に非常用発電機を設置するとともに、可搬型蓄電池を複数台配備している。	・本庁舎の各入口に、止水板が設置できる構造となっている。 ・浸水に備えた排水ポンプを設置している。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・浸水想定区域内の公共施設への対策検討。 ・東京都より〇〇川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じ対策を検討していく。	文京シビックセンターの防水板未設置部分について、テナントの契約更新時期等に合わせ、対策を講じる。	・東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。	公表されている浸水予想区域図を踏まえ、庁舎移転に際し、耐水化等の対策を検討していく。	・本庁舎のバックアップ施設の検討や、その施設において災害時に活動できるための設備や機能の充実を図る必要がある。	・浸水対策について、資機材等を定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	
		R5年度	・浸水防止のために〇〇資機材を導入した。 ・発動発電機や庁舎の耐水化を検討した。 ・発動発電機等の耐水化(設置場所の変更)を実施した。 ・今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。	文京シビックセンターの防水板未設置部分(1階テナント店舗部分)について、R6年度施工のための設計及び予算措置を行った。	・今後東京都から公表される水防第14条に基づく洪水浸水想定区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・引き続き、庁舎移転に際して耐水化等の検討を行っていく。	・災対本部訓練を通じて、蓄電池の取り扱い方法や作動状況の確認を行った。	・定期的に資機材等を点検し、出水期に備えて土のうの補充を行った。 ・本庁舎の一部について改修計画を策定しており、発電機の位置など水害時を想定した計画を行っている。	
R6年度		・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	文京シビックセンターの防水板未設置部分(1階テナント店舗部分)について、サッシガラスを強化ガラスに交換する工事を実施し、浸水対策を完了した。	・引き続き、東京都より公表された、神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。	・引き続き、庁舎移転に向けて関係部署と耐水化等の検討を行っていく。	・災対本部訓練を通じて、蓄電池の取り扱い方法や作動状況の確認を行った。	・定期的に資機材等を点検し、出水期に備えて土のうの補充を行った。 ・本庁舎の一部について改修計画を策定しており、発電機の位置など水害時を想定した計画を行っている。		

## 3) 氾濫水の排水に関する取組

## 氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関		
⑧排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・〇〇を配備している。 ・防災市民組織へ可搬式ポンプ(消火用)を配備しており、区合同水防訓練では、住民参加型によるそれらポンプを用いた排水訓練を実施している。	水防用土のうや排水ポンプ等の水防資機材を配備している。	・可搬式排水ポンプを配備している。	可搬式ポンプ(水防用)を配備しており、区職員による訓練を実施している。	・水中ポンプ4台、エンジンポンプ1台を配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備している。 ・操作できる人員の確保が課題。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的な取組	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、適宜更新するなど維持管理を徹底していく。	・配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・排水ポンプ等の資機材については、災害時協定等により追加調達することも考慮し、検討を進めていく。	・必要に応じて運用方法や増強について改善を検討する。		
		R5年度	・排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備する資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、適宜更新した。 ・隣接する自治体と連携して施設の点検を実施した。 ・水防用土のうに関するホームページを適宜最新の情報に更新した。	・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備する資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。		
		R6年度	・排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備する資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、適宜更新した。 ・隣接する自治体と連携して施設の点検を実施した。 ・水防用土のうに関するホームページを適宜最新の情報に更新した。	・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・引き続き、配備している資機材について、定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備する資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。		

## 4) その他の取組

## その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関
		・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	(該当河川なし)	・特例条例に基づく区管理河川である5河川について点検や日常の維持管理を行っている。	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】

○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

③堤防など河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づき、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	―	・河川管理施設の適切な管理を実施する。	建設局	
		R5年度	【23区のみ対象】 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行った。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行った。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	―		・特例条例に基づく区管理河川である5河川について点検や維持管理を実施し、適切な管理に努めている。
		R6年度	【23区のみ対象】 ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行った。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行った。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	―		・特例条例に基づく区管理河川である5河川について点検や日常の維持管理を行っている。
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題							【東京都】 建設局、下水道局	
		今後の具体的な取組								
		R5年度								
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題							【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組								
		R5年度								
⑥適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題							【東京都】 住宅政策本部、建設局	
		今後の具体的な取組								
		R5年度								
R6年度										
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	区市町村 回答例	文京区	台東区	北区	荒川区	足立区	取組機関		
		現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国や東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局	

## ○第六建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

②災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 ・全区的な訓練などを繰り返し実施していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国や東京都が実施している研修等に参加するとともに、相互応援協定等を締結している自治体が被災した際の応援派遣などを通じて、現場対応スキルを向上させる必要がある。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		R5年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・関東地方整備局と県が主催している水防技術者講習会に参加し、職員が水防工法を学び災害時の対応力の向上に努めている。	・国・東京都が実施している研修等に参加し、災害対応にあたる人材を育成することを継続していく。	・12月に東京都が実施する広域避難WSIに参加した。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。 ・水害時の避難場所運営について研修会を実施し、発災時の円滑な開設・運営に向けて体制の強化を図った。	・避難所ごとに実施している開設・運営訓練において、防災課職員だけでなく、運営担当職員を参加させ、地域住民との関係構築や発災時の連携等について確認を行った。 ・水害時の避難場所運営担当職員を対象にした研修会を実施し、発災時の円滑な避難場所の開設・運営体制を強化した。	・避難所の開設・運営のために避難所へ派遣される職員を対象に、水害時の対応に関する説明会を実施した。 ・災害対応にあたる人材育成の一環として、訓練や研修を実施した(土のう作成、ドローン操作訓練、重機操作訓練など)。		
		R6年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・関東地方整備局と県が主催している水防技術者講習会に参加し、職員が水防工法を学び災害時の対応力の向上に努めている。	・国・東京都が実施している研修等に参加し、災害対応にあたる人材を育成することを継続していく。	引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・昨年度に引き続き、国・東京都が実施する研修等に参加する。 ・水害時の避難場所運営について、危機管理室以外の所属に研修会を実施した。	・避難所ごとに実施している開設・運営訓練において、防災課職員だけでなく、運営担当職員を参加させ、地域住民との関係構築や発災時の連携等について確認を行った。 ・水害時の避難場所運営担当職員を対象にした研修会を実施し、発災時の円滑な避難場所の開設・運営体制を強化した。	・水害時避難所派遣職員を対象に、避難所の開設・運営方法等、水害時の対応に関する説明会を実施した。		
③災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・防災課職員以外の職員がDISを使用できるよう、炎対本部訓練等の機会を捉え、周知・教育する必要がある。		・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。
		R5年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・引き続き、Lアラート訓練に参加する等、職員のDIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、取り扱い研修を危機・災害対策課職員向けに実施した。 ・東京都凶上訓練の際にDISを活用し物資の要求などの訓練を実施した。	・危機管理室職員がDISを扱えるようマニュアルを作成し、出水期の対応で担当以外が入力を行い、習熟を図った。	・災害情報や避難情報等をDISを活用し迅速に共有した。	・災害情報や避難情報等をDISで迅速に共有した。		
R6年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり教養を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。 ・引き続き、Lアラート訓練に参加する等、職員のDISの取り扱いの習熟に努めている。	DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・昨年度に引き続き、出水期の対応で当番の危機管理室職員が入力を行い習熟を図った。	・災害情報や避難情報等をDISを活用し迅速に共有した。	・災害情報や避難情報等をDISで迅速に共有した。 ・令和7年度に、DISの情報を大型LEDモニターや電子作戦台に反映することで災害時の意思決定がより正確かつ迅速となる機器更新作業を実施予定				
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題							【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組								
		R5年度								
R6年度										